# (2) 今後の本市のリユース推進について

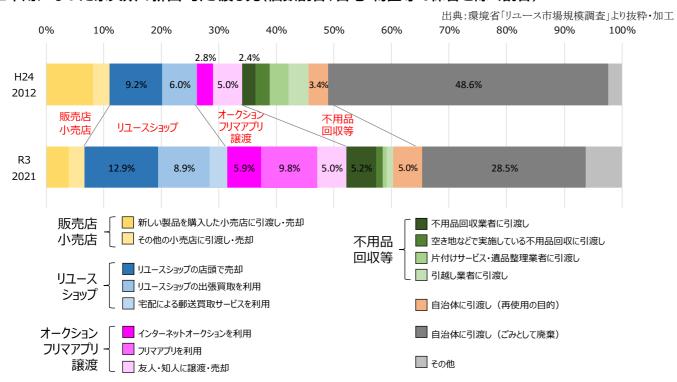
### 4. リユース品流通の変化

- リユース品の流通としては、従来は事業者が消費者から対面で買い取り、対面での販売が 中心であったが、近年はインターネットを通じた流通が増加
- また、インターネットを活用して、消費者同士が直接取り引きを行う流通が増加

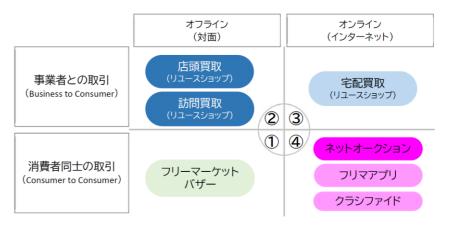
### ■リユース品流通方法

流通方法	概 要	主な例
フリーマーケット	公園や広場等のスペースに出店される。	地域や PTA の主催
バザー	主に個人間でのやりとり。	
リユースショップ	古物営業法に基づくリユース事業者による買取・販売。	ハードオフ(H5) 2ndstreet(H8)
	店頭・出張・宅配など様々な買取があり、販売も店頭・	
	インターネット販売などの形態がある。	
インターネット オークション	出品された商品に利用者が入札をする。	
	品物の授受は宅配などを利用することが多い。	ヤフオク!(H10)
	リユースショップも利用するが、個人間にも利用される。	
クラシファイド	利用目的や地域ごとに分類された広告をまとめた掲示板サイト。	ジモティー(H23)
	対面でのやりとりが多く、不用品については無償の場合もある。	
フリマアプリ	インターネット上のフリーマーケット。	メルカリ(H26)
	出品者が価格を設定し、買い手が当該価格での購入を希望すること	ラクマ(H26)
	で取引が成立する。個人間のやりとり。	PayPay フリマ(R1)

#### ■不用になった家具類の排出・引き渡し先(個数割合、自宅・物置等で保管を除く割合)



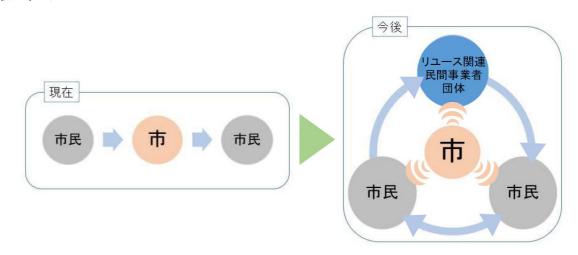
### ■リユースチャンネル全体図



## 5. 今後のリユース推進施策の方向性

- 市の役割としても、「リユース品排出チャンネルの多様化」への対応が必要
- 一般廃棄物処理基本計画にも、「民間事業者や市民団体の取り組みとの連携」を掲げる
- リュースに取り組む民間事業者や団体と連携を図りながら、 「社会全体でのリュースの機運を高める幅広な施策を進める。

#### ■取り組みのイメージ



# 6. リユースの推進にかかる具体的な取り組み(案)

- 〇 リユースに関する活動の普及・周知
- リユースショップの利用促進に向けた情報の提供
- リユースに向けたきっかけづくり(フリマアプリの使い方講座等)
- ごみの削減や環境教育に関する施設見学や啓発資料の充実

など